

# 運転免許自主返納 応援定期

【ご利用できる方】※次の両方に該当される方

- ・満65歳以上で運転免許を自主返納された当金庫営業エリア内に在住の方
- ・運転経歴証明書を提示いただける方

【期間】1年

【金利】

スーパー定期1年もの店頭表示利率+0.10%  
(税引前)

【預入金額】

10万円以上100万円まで  
(お一人様1契約とさせていただきます)

※詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください



尾西信用金庫

# 高齢運転免許自主返納優遇定期預金



|                   |   |
|-------------------|---|
| 名 称               | 「運転免許返納応援定期ビーンズ」  |
| ご利用いただける方         | <p>満65歳以上の個人のお客さまで、次の両方に該当される方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許を自主返納し、「運転経歴証明書」をご提示いただける方</li> <li>・当金庫営業エリア内にお住まいの方</li> </ul>   |
| 期 間               | 1 年   |
| 適用利率              | <p><b>スーパー定期1年もの店頭表示利率十年0.10% (税引前)</b></p> <p>※この定期預金は初回満期日以降、店頭表示金利となります。<br/>         ※上乗せ金利適用期間中にこの定期預金を中途解約された場合、預入日から解約日の前日までは当金庫所定の期限前解約利率が適用されます。<br/>         ※復興財源確保法の施行に伴い、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税され、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。<br/>         ※税金については、マル優を利用の場合は除きます。</p>  |
| お預入金額             | 10万円以上100万円まで (お一人様1契約)   |
| 受入形態              | 原則、総合口座通帳もしくは定期預金通帳による窓口での受入  |
| 苦情処理措置・<br>紛争解決措置 | <p><b>【苦情処理措置】</b><br/>         本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはコンプライアンス統括部 (9時~17時30分、電話：0120-102-305) にお申出ください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b><br/>         愛知県弁護士会 (電話：052-203-1777)、東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。<br/>         利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話：03-3517-5825) にお申出ください。</p> |
| その他               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険の対象預金です。</li> <li>・本定期預金の預け入れには「運転経歴証明書」の提示が必要です。</li> <li>・ご本人名義 (運転経歴証明書の名義) のみとさせていただきます。</li> <li>・「運転経歴証明書」の交付については関係機関にお問い合わせください。</li> </ul>   |

平成30年8月31日現在



## 尾西信用金庫

